

事業関連契約に記載する「談合等の不正行為に係る賠償の予約に関する条項」の考え方

市と事業者間で締結する事業契約書等（事業関連契約）の内容については、優先交渉権者の決定後に、市と優先交渉権者の中で協議をして決定するものであるが、「談合等の不正行為に係る賠償の予約」に係る規定に関しては、「工事請負契約書の条項（市が制定している工事発注に係る標準的な約款）」等に習って、以下のように定めるものとする。

<条項（案）>

- ※「乙」「丙」「丁」などの記載を適宜調整する。
- ※採用する事業方式等によって、契約書の名称等を適宜調整する。
- ※採用する事業方式等によって、事業者グループのいずれかの構成員が、「設計業務委託契約書の条項」や「工事請負契約書の条項」といった市が制定している契約書の標準的な約款（以下「標準約款」という。）を用いて、市と本事業に係るいずれかの業務に関する契約を締結する場合においては、市と事業者間で締結する事業契約書等（事業関連契約）に定める以下の条項が、市といずれかの構成員が締結した標準約款を用いた契約書における「談合等の不正行為に係る賠償の予約に関する条項」よりも優先するものとする。

（市の解除権）

第1条 市（以下「甲」という。）は、乙、丙、丁、戊及び己で構成される事業者グループ又は事業者グループが代理人、支配人その他使用人として使用していた者が、本事業の公募型プロポーザルの応募に関して次のいずれかに該当したときは、事業関連契約に係る業務の履行期間中であっても、令和●年●月●日に甲と事業者グループ間で締結した「桑名市総合運動公園プール整備・運営事業基本協定書」（以下「基本協定書」という。）及び事業関連契約の一部又は全てを解除することができる。

- (1) 事業者グループが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者グループが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者グループに対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者グループ又は事業者グループが構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体等」という。）に対して行われたときは、事業者団体等に対する命令で確定したものをいい事業者団体等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、事業関連契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、事業者団体等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引

分野が示された場合において、事業関連契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者グループに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 事業者グループ（事業者グループが法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定したとき。

（賠償の予定）

第2条 事業者グループは、本事業の公募型プロポーザルの応募に関して、第1条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲の請求に基づき、賠償金として、連帯して第●条に規定する施設整備に係る対価の金額の合計額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。また、施設整備が終了した後にあっては、第●条に規定する施設整備に係る対価の合計額の10分の2に相当する金額に各契約金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率で計算した利息を加算した金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1条第1項第1号から第3号に掲げる場合において、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合など甲に金銭的損害が生じていないことを事業者グループが立証し、甲がこれを認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙、丙、丁、戊、己のいずれかが、本事業の公募型プロポーザルの応募に関して、前項の規定に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したとき、事業者グループは、甲の請求に基づき、連帯して第●条に規定する施設整備に係る対価の合計額の10分の3に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。また、本事業が終了した後も、同様とする。

- (1) 甲が、事業関連契約に関し、談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、事業者グループが、談合を行っていない旨の誓約書を提出していたとき。
- (2) 第1条の第4号に規定する刑に係る確定判決において、事業者グループ（事業者グループが法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違法行為の首謀者であることが明らかとなっているとき。
- (3) 第1条の各号に規定する違法行為により桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年桑名市告示第159号）により指名停止の措置を受け、その指名停止期間の満了後3年を経過していないとき。
- (4) 刑法第96条の6に規定する刑に係る確定判決において、事業者グループ（事業者グループが法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が甲の職員に対し不正行為の働きかけを行ったことが明らかとなっているとき。

3 甲は、実際に生じた損害の額が前2項に規定する賠償金の額を超えるときは、甲に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

- 4 甲は、第1項又は第2項の賠償金を請求する場合において、事業者グループが、既に解散しているときは、事業者グループの代表企業であった者又は構成員であった者に対して当該賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、事業者グループの代表企業であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。